

戸籍の振り仮名記載に関するよくある質問

No.	質問	回答
1	通知(はがき)が届きました。 何をすればよいですか。	通知(はがき)に記載された振り仮名をご確認ください。 振り仮名に相違がある場合は、令和8年5月25日までに、正しい振り仮名の届出をお願いします。 振り仮名が正しい場合は、手続きは不要です。
2	通知(はがき)が届きません。	通知(はがき)は本籍地の市町村から送付します。 大磯町以外が本籍の方は本籍地の市区町村へお問い合わせください。 大磯町に本籍がある方は令和7年8月上旬に通知(はがき)を発送しました。 また、日本に住民登録がない場合は通知(はがき)は発送されません。
3	通知(はがき)は誰宛てに届くのでしょうか。	令和7年5月26日時点の戸籍の筆頭者宛てに送付されます。筆頭者が亡くなっているなど除籍になっている場合は、配偶者宛てに送付されます。筆頭者、配偶者ともに除籍となっている場合は、戸籍に在籍する方全員に宛てて送付されます。
4	通知(はがき)は1人ずつ送付されますか。	通知(はがき)には同一戸籍内で同住所の方を1通につき4名まで記載しています。5名以上いらっしゃる場合は、2枚目以降の通知が人数に応じて送付されます。 また、同戸籍の方でも住所が別の場合は、別途通知(はがき)が送付されます。同住所や同世帯の方であっても、別戸籍の方はそれぞれ通知(はがき)が送付されます。
5	通知(はがき)に子どもの名前がありません。	次の場合は、同じ通知(はがき)には記載されません。 ①同戸籍の方が5名以上いる場合 ②婚姻や養子縁組等により戸籍が別々になっている場合 ③別の住所に住民登録している場合 ④日本に住民登録がない場合 ⑤令和7年5月26日以降に出生届をされた場合 ①の場合、4名まで1通の通知(はがき)に記載されています。5名以降は2枚目の通知(はがき)が送付されます。 ②、③の場合、同一戸籍内で同住所の場合に同じ通知(はがき)に記載されます。戸籍や住所が異なるお子様については、別の通知(はがき)で送付されます。 ④海外に在住の方など、日本に住民登録がない方は通知対象外となりますので通知(はがき)に記載されません。 ⑤の場合、令和7年5月26日以降に出生届を提出されたお子様については、出生届に書かれた振り仮名が戸籍に記載されます。通知対象外となりますので通知(はがき)には記載されません。
6	通知された振り仮名が違う場合はどうしたらよいですか。	令和8年5月25日までに、正しい振り仮名を届出てください。 マイナンバーカードをお持ちの場合は、マイナポータルからオンラインで届出できます。 また、窓口もしくは郵送でも届出できます。 届出ができる方については「No.7」をご確認ください。
7	振り仮名の届出は誰でもできますか。	氏の振り仮名の届出と名の振り仮名の届出、届出できる方が異なります。 氏の振り仮名は原則として戸籍の筆頭者のみ届出ができます。筆頭者が除籍されている場合は、その配偶者が届出をすることができ、配偶者も除籍されている場合は、その子が届出人となります。(子が複数いる場合は、優先順位はなく、どなたか1人から届出できます。) 名の振り仮名の届出は、本人がそれぞれ届出人となります 届出人が15歳未満の場合は、親権者等の法定代理人が届出を行います。
8	氏名の振り仮名に「ャ」、「ュ」、「ョ」といった小文字が含まれますが、通知(はがき)には大文字で記載されていました。	小文字と大文字は区別して使用しますので、小文字が正しい場合は、振り仮名の届出が必要です。
9	振り仮名の届出をしたのに通知(はがき)が届きました。	振り仮名の届出をされている場合、あらためて届出の必要はありません。 氏の振り仮名の届出がお済みの方には通知(はがき)の「氏の振り仮名の届出が可能な方」の欄に「振り仮名届出済」と入ります。一方で、名の振り仮名の届出がお済みの場合、通知(はがき)の「名の振り仮名」欄等に振り仮名届出済みを示す文言は表示されませんが、振り仮名の届出がお済みの場合はご自身で届出した振り仮名が戸籍に記載されますので、あらためて届出の必要はありません。
10	通知(はがき)の中に死亡者が含まれています。何か手続きが必要ですか。	通知(はがき)は令和7年5月26日を基準日として作成しています。 この後に死亡届を提出された方は通知に反映されていない場合があります。 亡くなられた方は振り仮名の届出は不要です。手続きは必要ありません。
11	届出をしない場合、どうなりますか。	制度開始から1年の間に届出がなかった場合、本籍地の市区町村長によって、通知(はがき)に記載されている「戸籍に記載される予定の氏名の振り仮名」が戸籍に記載されます。 なお、届出をしなかったとしても、罰則や罰金はありません。